

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険条例に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、「特別区国民健康保険事業の調整に係る共通基準」を定め、保険料等についても、特別区間の格差を是正するため「統一保険料方式」によって基準保険料率等を算定している。

このたび、国から示された各種係数の変更などを踏まえ、共通基準の基準保険料率等を見直し、これに基づき平成27年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

- ① 平成27年度の保険料率等については、従来どおり統一保険料方式によることとした。
- ② 住民税非課税者を対象に、25年度は旧ただし書き所得から50%を減額し、26年度は旧ただし書き所得から25%を減額した減額措置は終了する。
- ③ 高額療養費等の保険料賦課総額への算入については、25年度に策定した「高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ」に基づき高額療養費等の賦課額の2/4を算入する。
- ④ 平成27年度の賦課割合は、26年度と比較して高額療養費等の賦課額増、及び減額措置終了に伴い保険料負担が厳しい世帯の急激な上げ幅を緩和するため、据え置きとする（所得割58：均等割42）。

なお、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることに伴い、各区の保険料の賦課状況等を踏まえ、賦課割合について検討していく。

(3) 改定内容

別紙1のとおり

(4) 参考資料

- ① 平成 27 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙 2）
- ② 特別区国保における保険料率等の推移（別紙 3）
- ③ 平成 27 年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙 4）
- ④ 平成 26 年度政令指定都市における国民健康保険料（税）の状況（別紙 5）

(5) 実施日

平成 27 年 4 月 1 日

2 平成 27 年度税制改正に伴う国民健康保険に関する見直しについて

(1) 趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の改定及び保険料均等割軽減対象の拡大等を実施する。

(2) 改定内容等

別紙 6 のとおり

3 保険財政共同安定化事業の拡大について

(1) 趣旨

平成 24 年 4 月の国民健康保険法改正により、平成 27 年度から対象医療費を拡大し制度を恒久化する。

(2) 改定内容等

別紙 7 のとおり

4 国民健康保険料の収納方法について

(1) 趣旨

国民健康保険料の口座振替申請方法に、口座振替受付サービス（ペイジー）を導入する。

(2) 改定内容等

別紙 8 のとおり

平成27年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		[参考] 26年度
根 拠	基礎分	特別区国保事業の調整に関する共通基準		同 左
	後期高齢者 支援金分			同 左
	介護分			同 左
賦 課 割 合	基礎分	各区において基準基礎保 険料率から逆算した所得 割と均等割の割合	所得割 63 均等割 37	所得割 63 均等割 37
	後期高齢者 支援金分		所得割 63 均等割 37	所得割 63 均等割 37
	介護分	所得割50：均等割50		同 左
賦課限度額	基礎分	52万円		51万円
	後期高齢者 支援金分	17万円		16万円
	介護分	16万円		14万円
保 険 料 率	基礎分	所得割料率 6.45/100 均等割額 33,900円	6.30/100 32,400円	
	後期高齢者 支援金分	所得割料率 1.98/100 均等割額 10,800円	2.17/100 10,800円	
	介護分	所得割料率 1.21/100 (各区で算定する率) 均等割額 14,700円	1.37/100 15,300円	
条例減額 (減額する額)	基礎分	7割減額 23,730円	7割減額 22,680円	
		5割減額 16,950円	5割減額 16,200円	
		2割減額 6,780円	2割減額 6,480円	
	後期高齢者 支援金分	7割減額 7,560円	7割減額 7,560円	
		5割減額 5,400円	5割減額 5,400円	
		2割減額 2,160円	2割減額 2,160円	
	介護分	7割減額 10,290円	7割減額 10,710円	
		5割減額 7,350円	5割減額 7,650円	
		2割減額 2,940円	2割減額 3,060円	

平成 27 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

平成 27 年度特別区国民健康保険基準保険料率については、国から示された諸係数を踏まえて算定を行い、27 年 2 月の特別区長会で報告し了承を得たところである。

1 平成 27 年度基準保険料率算定における基本的な考え方（27 年 2 月特別区長会了承事項）

①住民税非課税措置者への減額措置を終了する

住民税非課税者を対象に 25 年度は旧ただし書き所得から 50% を減額し、26 年度は旧ただし書き所得から 25% を減額した減額措置は終了する。

②高額療養費等の一部を賦課総額へ算入する

27 年度の高額療養費等の賦課総額への算入については、25 年度に策定した「高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ」に基づき高額療養費等の賦課額の 2/4 を算入する。

③賦課割合は 58 : 42 とする

26 年度と比較して、高額療養費等の賦課額増、及び減額措置終了に伴い保険料負担が厳しい世帯の急激な上げ幅を緩和するため、賦課割合を据え置き 58 : 42 とする。

なお、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となることに伴い、各区の保険料の賦課状況等を踏まえ、賦課割合について検討していく。

《高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ》

(25 年 12 月特別区長会了承事項)

一般会計繰入金の圧縮及び今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて、賦課総額の算定方法を基準政令に近づけるため、平成 29 年度までの 4 年間で高額療養費等の賦課額を算入することとし、毎年度 1/4 ずつ算入していく。

※ ロードマップの実施については、今後の医療費の伸びや広域化のスケジュールを踏まえる必要がある。毎年度の保険料率算定時に、保険料額や上昇率を勘案し、高額療養費等の算入額について確認することで柔軟に対応する。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 被保険者数は 2,504,000 人と見込む。〔前年度比 66,000 人 (2.57%) の減〕
一般…前年度と同様に、国保加入者の減少の傾向が続き、後期高齢者医療制度への移行もあり、1.9%減少する。
退職…退職者医療制度が廃止され新規加入がなくなるため、20.9%減少する。
- ② 療養給付費は、521,982,125 千円〔前年度比 2,926,577 千円 (0.56%) の減〕と見込む。
- ③ 一人当たり医療費（一般）は、前期高齢者の加入割合が高くなるため、298,563 円〔前年度比 7,859 円 (2.70%) の増〕と見込む。
- ④ 前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療費が増加するため概算交付額が増加し、前々年度精算分としての返納額が生じるものの増加する。
- ⑤ 後期高齢者支援金は、後期高齢者の医療費増の影響を受け、概算支援金額が増加するものの、前々年度の精算分としての還付額が増加するため、総額として減少する。
- ⑥ ロードマップに基づき、高額療養費等の賦課額の 2/4 を算入する。(約 159 億円)
- ⑦ 賦課総額については、以下のとおりである。
基礎分 197,242,744 千円〔前年度比 5,090,637 千円 (2.65%) の増〕
後期高齢者支援金分 61,874,447 千円〔前年度比 2,553,376 千円 (3.96%) の減〕
- ⑧ 被保険者 1 人当たりの旧ただし書所得は、最近の景気動向から、0.5%増を見込んだ。

3 平成 27 年度基準保険料率 (27 年 2 月特別区長会了承事項)

① 基礎分・後期高齢者支援金分

- (1) 1 人当たり保険料 106,545 円〔前年度比 3,442 円(3.34%)増〕
- (2) 所得割率 8.43%〔前年度比 0.04 ポイント減〕
- (3) 均等割額 44,700 円〔前年度比 1500 円(3.47%)増〕
- (4) 賦課限度額 69 万円〔前年度比 2 万円増。基礎分 52 万円、支援金分 17 万円〕

② 介護納付金分

- (1) 均等割額 14,700 円〔前年度比 600 円 (3.92%) 減〕
- (2) 賦課限度額 16 万円〔前年度比 2 万円増〕

特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		平成27年度(案)		平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度			
賦課率		50%		50%		50%		50%		50%			
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		59:41		59:41			
		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	59:41	59:41	59:41	61:39		
保 険 料 率 等	所得割率	8.43%		8.47%		8.36%		8.51%		8.09%			
	基礎分	支援金分	6.45%	1.98%	6.30%	2.17%	6.02%	2.34%	6.28%	2.23%	6.13%	1.96%	
	均等割額		44,700円		43,200円		41,400円		40,200円		39,900円		
	基礎分	支援金分	33,900円	10,800円	32,400円	10,800円	30,600円	10,800円	30,000円	10,200円	31,200円	8,700円	
	賦課限度額		690,000円		670,000円		650,000円		650,000円		650,000円		
	基礎分	支援金分	520,000円	170,000円	510,000円	160,000円	510,000円	140,000円	510,000円	140,000円	510,000円	140,000円	
※ 1人当たり保険料		106,545円		103,103円 (103,501円)		98,465円 (99,248円)		95,277円 (98,674円)		94,479円 (98,285円)			
基礎分	支援金分	81,103円	25,442円	77,216円 (77,512円)	25,887円 (25,989円)	72,702円 (73,266円)	25,763円 (25,982円)	71,375円 (73,882円)	23,902円 (24,792円)	72,925円 (75,809円)	21,554円 (22,476円)		
※※ 1人当たり保険料 前年度との差		金額		3,442円 (3,044円)		4,638円 (4,253円)		3,188円 (574円)		798円 (389円)		1,374円 (5,180円)	
		率		+3.34% (+2.94%)		+4.71% (+4.29%)		+3.35% (+0.58%)		+0.84% (+0.40%)		+1.48% (+5.56%)	

※ 上段部分は減額措置実施後の金額。下段は減額措置実施前の金額。平成27年度は減額措置がないため一段で記載。

※※ 上段部分は前年度分と比較した減額措置実施後の金額・率。平成27年度は減額措置を実施しないが、減額措置実施前、減額措置実施後をいずれも106,545円と26年度との差(増減率)を記載。

【介護納付金分】

		平成27年度(案)		平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度	
賦課率		50%		50%		50%		50%		50%	
賦課割合 (所得割:均等割)		50:50		50:50		50:50		50:50		50:50	
保 険 料 率 等	均等割額	14,700円		15,300円		15,000円		14,100円		13,200円	
	賦課限度額	160,000円		140,000円		120,000円		120,000円		120,000円	

平成27年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	26年度 (58:42)	27年度 (58:42)		
		基礎分	支援金分	計
所得割率	8.47%	6.45%	1.98%	8.43%
均等割額	43,200	33,900	10,800	44,700
1人当たり保険料額 (26年度は減額措置後)	103,103	81,103	25,442	106,545
賦課限度額	670,000	520,000	170,000	690,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
27 年度	26年度保険料(減額措置実施)〔a〕	12,960	12,960	74,369	167,709	237,586	308,734	380,729	452,724	527,260	607,725
	保険料〔b〕	13,410	13,410	75,381	168,621	238,168	308,980	380,635	452,290	526,474	606,559
	26年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	450	450	1,012	912	582	246	-94	-434	-786	-1,166
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.03	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

均等割軽減対象 ⑦
26年度減額措置対象

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
27 年度	26年度保険料(減額措置実施)〔a〕	25,920	25,920	73,056	210,909	280,786	351,934	423,929	495,924	570,460	644,695
	保険料〔b〕	26,820	26,820	84,321	213,321	282,868	353,680	425,335	496,990	571,174	651,259
	26年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	900	900	11,265	2,412	2,082	1,746	1,406	1,066	714	6,564
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.03	1.15	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01

均等割軽減対象 ⑦
26年度減額措置対象 ⑤*

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
27 年度	26年度保険料(減額措置実施)〔a〕	12,960	22,870	118,583	177,873	240,551	308,311	376,071	447,219	523,449	599,679
	保険料〔b〕	13,410	24,036	119,727	178,737	241,119	308,559	375,999	446,811	522,681	598,551
	26年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	450	1,166	1,144	864	568	248	-72	-408	-768	-1,128
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.05	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

均等割軽減対象 ⑦
26年度減額措置対象 ⑤*

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
27 年度	26年度保険料(減額措置実施)〔a〕	25,920	44,470	144,503	221,073	283,751	351,511	419,271	490,419	566,649	638,710
	保険料〔b〕	26,820	46,386	146,547	223,437	285,819	353,259	420,699	491,511	567,381	643,251
	26年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	900	1,916	2,044	2,364	2,068	1,748	1,428	1,092	732	4,541
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.04	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01

均等割軽減対象 ⑦
26年度減額措置対象 ⑤*

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
27 年度	26年度保険料(減額措置実施)〔a〕	38,880	66,070	160,216	264,273	326,951	394,711	462,471	533,619	609,849	670,000
	保険料〔b〕	40,230	68,736	182,307	268,137	330,519	397,959	465,399	536,211	612,081	682,486
	26年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	1,350	2,666	22,091	3,864	3,568	3,248	2,928	2,592	2,232	12,486
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.04	1.14	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.02

均等割軽減対象 ⑦
26年度減額措置対象 ⑤* ②*

平成26年度 政令指定都市における国民健康保険料(税)の状況

【住民税賦課方式】(空白は旧ただし書き方式)
 ★ロ…市民税所得割方式 ★二…県市民税合算方式
 ★ホ…算定特例方式(21年度新設)

都 市	年 度	賦 課 限 度 額	賦 課 割 合 (応能:応益)	保 険 料 率 (基 礎 分 ・ 後 期 高 齢 者 支 援 金 分 の 合 計)					減 額 割 合 (法 定 減 免)
				応 能 割		応 益 割			
				方 式	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	
札幌市	25年度	65万円	50:50		11.81%		21,720円	42,190円	7.5・2割
	26年度	67万円			11.60%		21,960円	42,230円	
仙台市	25年度	65万円	50:50	二	199/100		32,760円	36,960円	7.5・2割
	26年度	67万円			12.47%		34,320円	38,880円	
さいたま市	25年度	63万円	-		9.39%		36,600円		7.5・2割
	26年度	63万円			9.39%		36,600円		
千葉市	25年度	65万円	55:45		7.70%		21,360円	28,200円	7.5・2割
	26年度	67万円			7.72%		23,160円	32,520円	
横浜市	25年度	65万円	60:40		10.33%		44,390円		7.5・2割
	26年度	67万円			9.88%		44,420円		
川崎市	25年度	65万円	65:35		9.23%		21,501円	27,604円	7.5・2割
	26年度	67万円			9.00%		21,078円	26,774円	
相模原市	25年度	65万円	50:50		7.00%		33,000円	24,000円	7.5・2割
	26年度	67万円			7.00%		33,000円	24,000円	
新潟市	25年度	65万円	-		11.00%		26,700円	32,400円	7.5・2割
	26年度	67万円			11.00%		26,700円	32,400円	
静岡市	25年度	65万円	-		9.20%		37,800円	29,800円	7.5・2割
	26年度	67万円			9.10%		37,800円	29,800円	
浜松市	25年度	65万円	-		8.79%		38,800円	31,100円	7.5・2割
	26年度	65万円			8.79%		38,800円	31,100円	
名古屋市	25年度	65万円	50:50 ※均等割3% 引き下げ		10.39%		50,793円		7.5・2割
	26年度	67万円			10.44%		52,433円		
京都市	25年度	65万円	50:50		11.92%		34,480円	25,370円	7.5・2割
	26年度	67万円			11.92%		34,480円	25,370円	
大阪市	25年度	65万円	46:54		10.78%		26,389円	45,093円	7.5・2割
	26年度	67万円			10.88%		26,917円	45,332円	
堺市	25年度	65万円	48:52		11.50%		30,240円	39,840円	7.5・2割
	26年度	65万円			11.46%		30,000円	38,880円	
神戸市	25年度	65万円	47:53	ホ	20.30%		32,490円	35,610円	7.5・2割
	26年度	67万円			14.41%		30,750円	34,100円	
岡山市	25年度	65万円	50:50		9.80%		35,280円	28,080円	7.5・2割
	26年度	67万円			9.80%		35,280円	28,080円	
広島市	25年度	65万円	50:50	ロ	314/100		39,691円	16,992円	7.5・2割
	26年度	67万円			15.57%		30,461円	34,855円	
北九州市	25年度	65万円	47:53		10.10%		27,450円	35,190円	7.5・2割
	26年度	67万円			10.30%		27,960円	35,990円	
福岡市	25年度	65万円	50:50		11.25%		28,951円	31,534円	7.5・2割
	26年度	67万円			11.12%		29,348円	31,510円	
熊本市	25年度	65万円	50:50		11.50%		35,700円	28,300円	7.5・2割
	26年度	67万円			11.50%		35,700円	28,300円	
特別区	25年度	65万円	58:42		8.36%		41,400円		7.5・2割
	26年度	67万円			8.47%		43,200円		

平成 27 年度税制改正に伴う国民健康保険に関する見直しについて

1 改正内容

- (1) 国民健康保険料の基礎賦課額等に係る賦課限度額について、次のとおりとする。
 - ① 基礎賦課額に係る賦課限度額を 52 万円（現行：51 万円）に引き上げる。
 - ② 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 17 万円（現行：16 万円）に引き上げる。
 - ③ 介護納付金賦課額に係る賦課限度額を 16 万円（現行：14 万円）に引き上げる。
- (2) 国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 26 万円（現行：24.5 万円）に引き上げる。
 - ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 47 万円（現行：45 万円）に引き上げる。

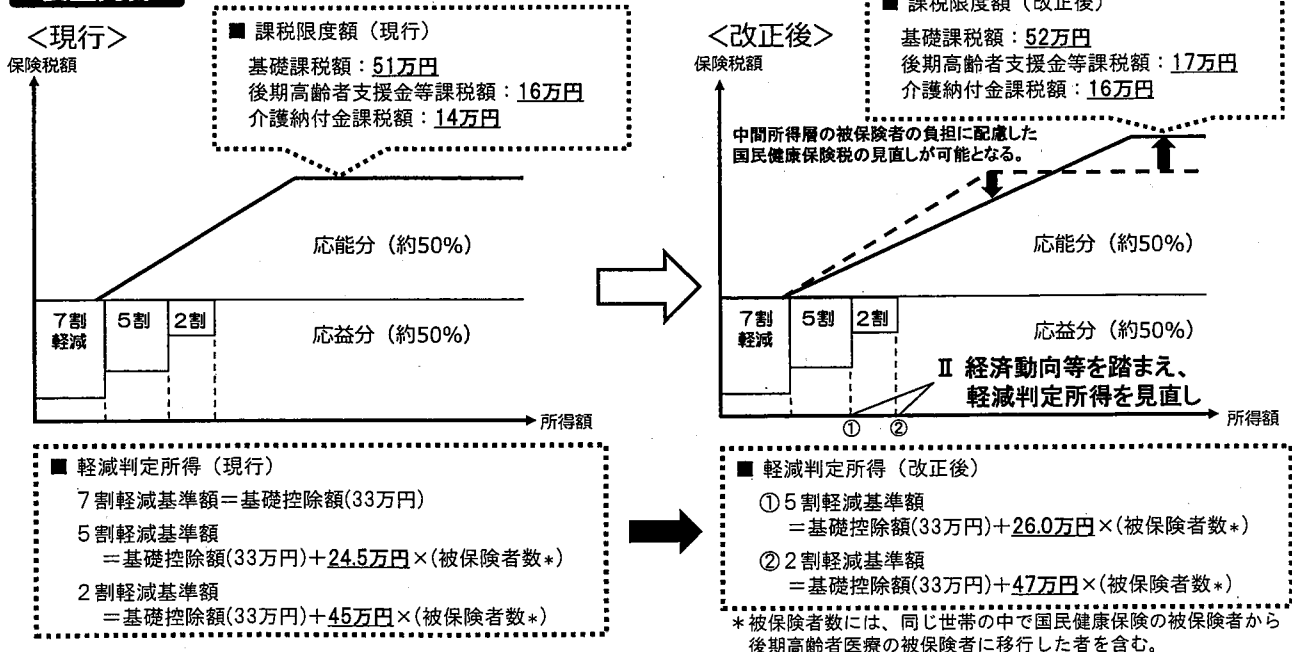
厚生労働省 税制改正要望資料より

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し
(国民健康保険税)

要望概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

要望内容



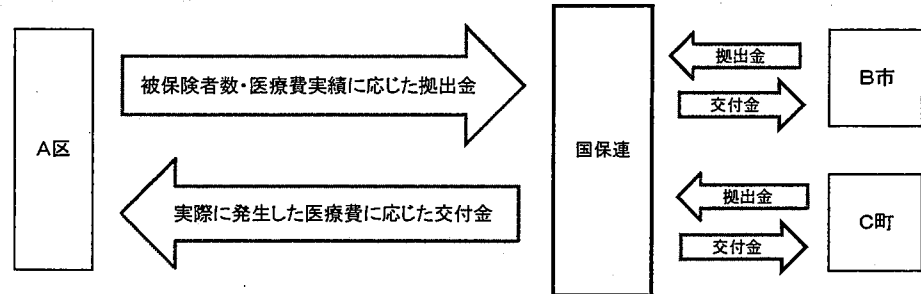
保険財政共同安定化事業の拡大について

1 制度の概要

保険財政共同安定化事業は、保険者間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、都道府県内の医療費について、各区市町村の拠出金を財源として共同で負担する事業である。

実施主体である国民健康保険団体連合会は、医療給付費の 100 分の 59 に相当する額を各区市町村に交付し、各区市町村は被保険者数及び医療費実績等に応じた拠出を行う。

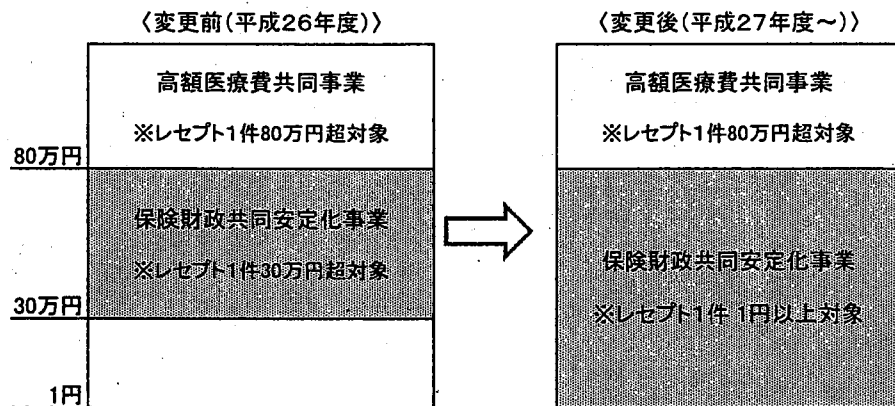
平成 24 年 4 月の国民健康保険法改正により、平成 27 年度からは事業対象を全ての医療費に拡大し恒久化されることとなった。事業規模は約 3 倍に拡大されると見込まれる。



2 制度改正の内容（対象医療費の拡大）

現行 レセプト1件 30 万円超の医療費（うち 8～80 万円までの部分）

改正後 レセプト1件 1 円以上の医療費（＝全医療費）



3 制度拡大による影響の緩和策について

(1) 拠出金の拠出方法に所得割を導入する。

現行の拠出割合 医療費実績割 50%、被保険者割 50%

改正後の拠出割合 医療費実績割 50%、被保険者割 40%、所得割 10%

(2) 激変緩和措置等

- ・拠出超過額と交付金額の 1%相当額との差額分を補填する。なお前年度と比較した被保険者一人当たりの影響額が一定額を超える保険者については追加補填する。

(3) 都調整交付金の定率分の確保

- ・都調整交付金の一部を激変緩和に活用することとされたが、補填分を除き各区市町村に定率で交付する。

国民健康保険料の収納方法について

国民健康保険料の口座振替申請方法に、口座振替受付サービス（ペイジー）を導入することにより、口座振替の登録を簡素化し、被保険者の利便性を向上させるとともに、保険料収納の促進を図る。

1 事業概要

これまで印鑑を用いていた口座振替申請について、キャッシュカードを端末に読み込ませ暗証番号を入力することにより、印鑑押印を省略することができるサービス。

2 事業の効果

- 利用者
- ・口座振替申請が簡略化できる。（キャッシュカードでの処理が可能となり、印鑑の持参・押印が不要となる。）
 - ・手続き終了までの期間が短縮される。
- 区
- ・申請受付・処理に伴う事務が簡略化できる。
 - ・被保険者にとって手続きの負担が少ないため、口座振替の促進につなげることができる。

3 実施時期 平成27年10月頃

4 登録金融機関 10行

5 申込見込者数 1,000件

6 その他

本サービス導入を機に、保険料の収納方法について、口座振替を原則とするよう国民健康保険条例施行規則の改正を行う。